

## 福岡県福祉サービス第三者評価の結果

## 【第三者評価機関】

名 称	公益社団法人 福岡県社会福祉士会		
所在地	福岡市博多区博多駅前3丁目9-12 アイビーコートⅢビル5F		
T E L	092-483-2944	F A X	092-483-3037
評価調査者 登録番号			

## 【福祉サービス施設・事業所基本情報】

## ◆経営法人・設置主体

法人名称	しゃかいふくしほうじん ののはな がくえん		
	社会福祉法人 野の花学園		
法人の 代表者名	ふくだ はかる	設立年月日	昭和
	福田 量		40年10月19日

## ◆施設・事業所

施設名称	きゅうごしせつ ののはな	施設 種別	救護施設 その他
	救護施設 野の花		
施設所在地	〒 819-0165 福岡県福岡市西区今津5324-5		
施設長名	やました とおる	開設年月日	平成
	山下 亨		29年 2月 27日
T E L	092-807-9987	F A X	092-807-9988
Eメール アドレス	<a href="mailto:Flower01@nonohana.or.jp">Flower01@nonohana.or.jp</a>		
ホームページ アドレス	<a href="http://www.nonohana.or.jp">www.nonohana.or.jp</a>		
定員 (利用人数)	50名 世帯 (現員55名・世帯) ※該当を○で囲む		
職員数	常勤職員： 14 名	非常勤職員： 5 名	
専門職員	社会福祉士 5名	看護師 1名	介護福祉士 5名
	精神福祉士 1名	管理栄養士 1名	
施設・設備 の概要	(居室数)	(設備等)	
	29室(2人26室、1人3室)	食堂、洗濯室、静養室、医務室	地域交流スペース、霊安室

◆施設・事業所の理念・基本方針

<p>理 念</p>	<p>〔法人理念〕 豊かな生活の場を求めて 一人ひとりの豊かな生活</p>
<p>基 本 方 針</p>	<p>〔施設運営方針〕 障がいや生活困窮により、地域で孤立し一人で日常生活を営むことが困難な要保護者を、積極的に受け入れる。利用者一人ひとりのニーズに応じ、必要なサービスを提供し、個々の利用者に応じた自立支援に取り組む。特に、近年の救護施設に求められている「循環型セイフティネット施設」として機能するために、利用者の地域生活移行支援や就労支援などに取り組み、地域での自立生活を目指し、利用者の地域や他種別施設への移行促進を図る。また、地域における生活困窮者支援の拠点となるべく、救護施設の機能を活かし、生活困窮者支援事業及び地域貢献事業を実践する。</p>

◆施設・事業所の特徴的な取組

<p>法人の母体である野の花学園は、昭和 34 年に設立された障がい者施設に始まり、県内でも長い歴史を持つ法人。現在は 20 以上の施設を運営し、地方自治体の指定管理も 3 事業運営。「救護施設野の花」は、市公募による選定事業を受け、平成 29 年に 2 法人で運営する複合福祉施設として開設し 3 年目の施設。複合福祉施設には救護施設および障がい者グループホーム等と、隣接する養護老人ホーム、地域密着型特別養護老人ホーム、通所介護があり、給食や防火訓練、会議等日常的な連携のもと運営を行っている。</p> <p>地域における、生活困窮者支援の拠点としての救護施設づくり。施設退所者への継続した自立支援（地域生活定着支援）。退所者の希望に沿って、相談支援、訪問支援、金銭等管理支援、各種手続きの同行支援、医療機関との調整、就労支援、施設行事等への案内を行っている。また、博多区内の公園にて路上生活者等への炊き出し活動への参画。ふくおかライフレスキュー事業への参加。救護施設入所には、多種多様な障がいや生活上の困難を抱えている利用者が多い。そのため、職員の専門性強化のために、外部研修への参加、内部研修等を充実させ、質の高い施設づくりに取り組んでいる。</p>
---

◆第三者評価の受審状況

評価実施期間	契 約 日	令和 元 年 12 月 12 日
	訪 問 調 査 日	令和 2 年 3月 10日～ 11日
	評価結果確定日	令和 2 年 4 月 日
受審回数（前回の受審時期）		今回の受審： 1 回目（前回 平成 年度）

## 【評価結果】

### 1 総 評

#### （1）特に評価の高い点

開設間もない施設ですが、受審に積極的な姿勢は高く評価されます

平成 30 年 9 月に救護施設の第三者評価実施の通達があつてから、県内で最初に受審に取り組まれた救護施設です。

事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されています

事業方針である「循環型セーフティネット施設」として機能するための経営環境や課題を的確に分析し、事業報告を作成されています。厚生労働省ホームページで法改正や行政の動向を確認し、各種研修会、会合等の参加により情報収集を図り、適切な分析が行われています。

経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めています

施設長は経営環境の課題をふまえ、改善すべき点、救護施設として取り組むべき重点事項を具体的にし、法人の役員間で共有を図られています。具体的な取り組みについては、時期を決めて職員間で共有が行われています。

必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画と取組について

必要な福祉人材の確保が困難な中、計画通りの人員採用となっています。特に、専門職の配置に積極的な取り組みが行われています。また、資格取得の奨励、新任職員のサポーター配置、担当者のパディ制など、職員の育成・定着についても具体的に取り組まれています。

地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われています

施設の専門性を活かした相談支援機能を強化し、地域の循環型セーフティネットとして、施設入所者のみの支援だけでなく、地域における生活困窮者支援にも取り組まれています。

地域の消防団に職員が登録しており、活動は勤務として扱われています。また「今津福祉村」行事に参画したボランティアの送迎バス運行、更に路上生活者の炊き出しでは食料支援等を継続的に行っています。ライフレスキュー活動では、ボランティアとして参加しながら、専門性を活かした助言を行うなど、公益的な活動が積極的に行われています。

□ 利用者の自立に向けた就労支援について

地域の企業や関係機関と連携し、積極的な就労支援に取り組まれています。

施設内就労訓練、施設外就労訓練、企業実習、福祉的就労実習等が行われ、就労につながられています。利用者一人ひとりの就労意欲や障がいの状態に配慮し、就労先への受け入れ相談や就労時の状況確認を行い、就労の定着が図られています。

□ 地域生活への移行に向けた支援について

入所中に SST（社会生活技能訓練）を実施し、利用者が地域生活に必要な情報を得て学習する機会を設けています。また、居宅生活訓練事業が提供され、より地域生活に近い環境で生活訓練を行い、1年間の生活体験を重ねることで円滑に地域生活に移行できるように取り組み、地域生活に関する課題を把握し、退所後も関係機関と連携のもと支援が行われます。

□ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等について

サービス内容の変更や他の福祉サービス、老人福祉施設等への移行に関しては、本人の意向を最優先にし、本人自身がサービスを受けることで不利益が生じないように配慮されています。引継ぎ文書を準備し、各関係機関と事前に情報共有を行い、円滑な移行および継続性に配慮した取り組みが行われています。

## （2）改善を求められる点

□ 事業計画等を、利用者等に周知する取り組みが十分ではありません

利用者との懇談会、毎朝の利用者と職員が参加する朝礼等があり、施設長が分かりやすく説明を行う機会がありますが、理解を促すための工夫された書面等の作成や配付は行われていません。利用者の生活に密接にかかわる事項については、簡潔にまとめたものを配布するなどして、利用者や家族等に計画の意図が理解されるような工夫が求められます。

□ 支援内容に応じた文書の整備が求められます

多様な職種の職員が共通認識を持って福祉サービスを提供していくためには、支援内容

のマニュアル化、文書化をしていくことが望まれます。さらに支援の内容に対応した手順や対応方法等を盛り込んだ文書を作成すること、また、作成後も定期的に見直し、変更していくことが求められます。

□ 標準的な実施方法について見直しをする仕組みの確立が求められます

福祉サービスの標準的な実施方法は、職員の誰もが必ず行わなくてはならない基本となるものを共有化することであり、サービス内容の変化や新たな知識、技術等の導入を踏まえ、定期的に現状を検証し、見直しを行うことが必要となっています。

福祉サービスの標準的な実施方法の見直しについては、具体的な検証の記録（改訂記録等）を残し、標準的な実施方法に反映される仕組みであることが求められます。

□ 権利侵害の防止に関する取り組みが十分ではありません。

利用者の権利擁護についての取り組みは、「状況報告書」として法人本部や行政機関に報告されています。しかし、利用者の権利侵害を禁止し、権利侵害について職員が具体的に検討する機会を定期的に設け、具体的な取り組みが求められます。

虐待の防止だけでなく、事例が発生した場合の迅速、適切な対応体制、手続き等について、また、身体拘束に関しては、緊急やむを得ない場合の対応の厳格化等について等、具体的な取り組みにより、権利意識や理解を高めること、全職員に周知させることが求められます。

## 2 第三者評価の結果に対する事業者のコメント

## 3 共通評価基準及び個別評価基準の評価項目による第三者評価結果（別添）